

別表第4（第10条関係）

特定生活関連施設	区 分	項 目
別表第1の1の部(1)の項に掲げるもの		別表第2の1の部(1)の項から(22)の項までに掲げる項目
別表第1の1の部(2)の項に掲げるもの		別表第2の1の部(1)の項から(19)の項まで、(21)の項及び(22)の項に掲げる項目
別表第1の1の部(3)の項に掲げるもの		別表第2の1の部(1)の項から(23)の項までに掲げる項目
別表第1の1の部(4)の項に掲げるもの		別表第2の1の部(1)の項から(6)の項まで及び(9)の項から(19)の項までに掲げる項目(工場等については、同部(6)の項、(9)の項及び(10)の項に掲げる項目並びに同部(5)の項5を除く。)
別表第1の1の部(5)の項に掲げるもの		別表第2の1の部(1)の項から(6)の項まで及び(9)の項から(19)の項までに掲げる項目(共同住宅については、同部(5)の項及び(6)の項に掲げる項目を除く。)
別表第1の1の部(6)の項に掲げるもの	1日当たりの平均乗降客数が2,000人未満のもの	別表第2の1の部(1)の項から(5)の項まで、(8)の項及び(11)の項から(22)の項までに掲げる項目
	1日当たりの平均乗降客数が2,000人以上5,000人未満のもの	別表第2の1の部(1)の項から(8)の項まで及び(11)の項から(22)の項までに掲げる項目
	1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上のもの	別表第2の1の部(1)の項から(22)の項までに掲げる項目
別表第1の1の部(7)の項に掲げるもの		別表第2の1の部(1)の項から(6)の項まで及び(9)の項から(19)の項までに掲げる項目

備考 この表の左欄に掲げるものは、それぞれこの表の右欄に掲げる項目について整備基準の適用のあるものに限る。

※岡山県規則は縦書であるが、このマニュアルでは横書で表すために規則中「上欄」とあるのは「左欄」、「下欄」とあるのは「右欄」に読み替えている。